

第2期石原都政の治安対策と都民に 対する象徴的支配

Security Measures in the Tokyo Metropolitan Government in
2003-2005, and Symbolic Domination over Citizen of Tokyo

中野 佑一
Yuichi NAKANO

要約

2003年4月の東京都知事選挙に再選された石原慎太郎は主要公約の一つとして治安対策を掲げていた。その背景には刑法犯の認知件数の増加、外国人組織犯罪の増加、体感治安の悪化言説の広がりがあるとされている。石原は警察官僚の副知事への選任、安全・安心まちづくり条例の施行、都庁内に緊急治安対策本部の設置という3つの方策をもとに、外国人組織犯罪対策、子どもの健全育成、犯罪に強いまちづくりといった治安対策を進めた。こうした治安対策はコミュニタリアニズムや新保守主義を内包しつつ、象徴的支配によって進められていく。本研究では治安担当の副知事に選任された竹花豊の都議会における発言、インタビュー記事や論文を対象に、治安対策がどのような考えのもとで正当化されていくのかについて分析した。

治安対策においては、かつてあったとされる“古き良きコミュニティを取り戻す”ことで治安を回復すること、“良き外国人とそうでない外国人”、“健全な子どもとそうでない子ども”を線引きし、“われわれ”の側にいないものを取り締まったり、正しい方向に導いたりすることの正当性が示されていることを論じた。また、安全・安心まちづくり条例や防犯ボランティアを通じて、治安維持のための自助・共助の精神のもと、都民一人一人が治安維持の主体として動員されていくことについて論じた。

Keywords : 治安対策、新保守主義、象徴的支配

security measures, neoconservatism, symbolic domination

1. 序論

2003年4月に行われた東京都知事選挙では現職の石原慎太郎が308万7,190票を獲得し、2期目の当選を果たした。投票率は史上2番目に低い44.9%であったものの、石原の得票率は70.2%と東京都知事が公選制になってからはもっとも高い値を記録した。この選挙において石原が重要政策としていたのが治安対策である。この背景には刑法犯認知件数の増加や体感治安の悪化言説の広がり、拘置所における収容人員の増大などがある（浜井 2004）。石原が特に強調したのは外国人犯罪であった（中野 2019）。

「三国人発言」にみられるように石原は排外主義的かつ差別的な発言を行い、たびたび強い批判を浴びた。それにもかかわらず、石原は4期にわたって都知事を務めた。その背景には都民の根強い支持がある。松谷満は、2007年の都知事選後に実施した都民意識調査にもとづき、石原に対して高年層と低学歴はナショナリズムによる支持、若年層と高学歴層は経済的自由主義による支持という側面が強く、これを新保守型のポピュリズムと同型の支持構造であるとしている（松谷 2009）¹。

ポピュリズムとは、大嶽秀夫によれば、『『普通の人々』と『エリート』、『善玉』と『悪玉』、『味方』と『敵』の二元論を前提として、リーダーが、『普通の人々（ordinary people）』の一員であることを強調する（自らをpeopleにアイデンティファイする）と同時に、『普通の人々』の側に立って彼らをリードし『敵』に向かって戦いを挑む『ヒーロー』の役割を演じてみせる『劇場型』政治スタイル』（大嶽 2003: 118-9）である。石原はディーゼル車規制や銀行税構想などをいくつかのインパクトのある政策を通じて“普通の都民”の立場につこうとした。治安対策では、犯罪に恐れる“普通の都民”という犯罪被害に対する不安を感じているマジョリティの側につき、外国人や非行少年を敵として、それに立ち向かうヒーローの役割を演じていたといえるのである。

石原が治安対策に目を向けたのは都知事1期目の就任早々であったが、それが本格的に行われたのは、2期目の2003年から2005年までであった。この時期に行われた治安対策は、警察官僚の副知事任用、安全・安心まちづくり条例の制定、緊急治安対策本部の設置、都職員の警察への派遣、歌舞伎町ルネッサン

ス²などである。

なかでも異例だったのは、警察官僚の竹花豊の副知事選任であった。都道府県の副知事に警察官僚が選任されるのは全国で初めてのケースであった³。それは自治体行政と警察の間には距離があったからである。都道府県警察を管理する都道府県の公安委員会は知事の所轄のもとにあるが、知事には警察の運営について公安委員会を指揮監督する権限はない（大森 2016）。それは「警察は強い執行力を有しているから独善的な運営がなされ政治的に利用されることがあってはならない」（大森 2016: 186）ためである。公安委員会が警察を管理するのは、警察の民主的運営と政治的中立性を確保するためである。竹花は副知事に選任されるにあたって警察庁を退職してはいるが、現職の警察官僚が副知事という特別職ということは異例であった⁴。

本研究では第 2 期の石原都政、なかでも竹花が副知事在任中の 2003 年から 2005 年までに、どのような考えのもと治安対策がおこなわれてきたのかに注目する。

2. 治安対策と保守主義的なコミュニタリアニズム

治安対策はどのような考え方のもとに展開されていくのか。警察庁の治安対策を参考にしながら、議論を進めていくことにしよう。警察庁は 2003 年 8 月に「緊急治安対策プログラム」を策定した（警察庁 2003）。背景には刑法犯認知件数の増加とそれに伴う検挙率の低下がある⁵。本プログラムで示されている犯罪抑止のための総合対策では、警察官による犯罪抑止だけでなく、監視カメラなど物理的な装置による防犯まちづくり、地方自治体や防犯ボランティアとの連携など地域社会を巻き込んだものが挙げられている。山本奈生はこうした治安対策をコミュニタリアニズムや新保守主義的な理念をもつものとしている（山本 2015）。

ここでコミュニタリアニズムという考え方について説明しておく。菊池理夫によれば、コミュニタリアニズムとは次のようなものである。

人間は集団で生活を送る動物であり、共通存在として政治社会（ポリス

＝コミュニティ)を形成し、維持するために「共通善 (common good)」を実現していくものである。その点ではこのような政治社会は当然民主主義的なものであり、このような「共通善」がなくなり、各人が利己的に自らの「善」だけを追求するようになれば、その政治社会は解体する。政策もこのような「共通善」に基づき、あるいはその実現をめざし、受け入れられていくものであり、その点では価値中立な政策はありえない。(菊池 2004: 12) ※傍点は菊池によるもの

コミュニタリアニズムにとって重要なのは共通善をどのようにして実現していくかということである。ただし、何が共通善であるのかをコミュニティの成員に理解を求めていくという立場や民主主義的な討議を通じてそれを形成していくという立場もあれば、右派的なコミュニタリアニズムのように、過度の個人主義による問題が発生している状況を重要視し、「コミュニティの秩序と道徳性の再建、そして『無秩序』への対処がなされるべき」(山本 2015: 57)と考える立場もある。後者の立場にあるのが割れ窓理論の主張者であるジェイムズ・Q・ウィルソンやジョージ・L・ケリングである。割れ窓理論とは、工場や事務所の窓が破られていると、その場所を管理している人がいないサインになるため、そこに若者や犯罪者が集まり、大きな無秩序になり犯罪発生に発展していくと考えるもので、犯罪抑止のためには地域内部に小さな綻びも見せないように管理することが必要であることを解くものである (Willson 1996=2004)。

割れ窓理論はジュリアーニ市政下のニューヨークにおいて大きな成果があったと考えられ、他の多くの都市に影響を与えた。東京都はジュリアーニ市政下における犯罪対策に影響を受けて報告書を作成している (東京都知事本部企画調整部編 2001)。ただし、割れ窓理論は路上生活者などその場にふさわしくないとレッテルを貼られた人々に対する排除をもたらすだけでなく、犯罪抑止そのものに対する効果も乏しいとされ、強く批判された (重田 2018; 吉原 2011)。

割れ窓理論は右派コミュニタリアンによるものであるが、菊池はコミュニタリアニズムの多くは左派、あるいは中道左派の立場をとるとする。しかし、菊池は「極端な個人主義が強まることでコミュニティ的価値が軽視され、社会的

絆が弱まり、コストを負担しないフリーライダーや反社会的な犯罪者が増大してくという動きが強まって」(菊池 2004: 63-4) いくなかで「コミュニタリアニズムは保守主義的と思われるようとも個人的権利とともに社会的責任や治安の必要性を強調する」(菊池 2004: 64) とする。コミュニタリアニズムの考え方や立場はそれぞれであるが、治安対策においてコミュニティの重要性を説くことについては共通しているといえるだろう。

ウィルソンやケリングのような割れ窓理論の主唱者がよって立つのは新保守主義である。新保守主義は新自由主義を支えるものとして広がっていった。岩永雅也は、新自由主義は国家の役割を小さくしていくため、それを徹底すると「社会的な連帯や社会への愛、祖国愛などが総体的に薄れていくという危険性」(岩永 2011: 15) もあったとし、それを背景に重要視されたのが新保守主義だとする。つまり、伝統や文化、道徳、家族の規範や宗教といったものを復権することで新自由主義的な政策の遂行による連帯の危機を回避しようとする意図があったというのである。この新保守主義はコミュニタリアニズムとも共鳴する(岡本 2005)。

2000年代以降の政府や自治体による治安対策はコミュニタリアニズムや新保守主義的な理念のもとで展開されている。新保守主義が内包している伝統や文化、道徳、家族の規範といった“日本社会における象徴的なもの”が動員されているのである。2003年12月に発表された内閣府の犯罪対策閣僚会議による「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」では次のように論じられている。

かつて、我が国では、季節の祭礼や町内会の集まりなどの共同活動も活発で、現在よりも地域住民の間の意思疎通は濃密であった。そして、近隣で見知らぬ人物を見かければ声を掛け、大人が子供たちにして良いことと悪いことの区別を教えるということが自然に行われ、犯罪や少年非行を抑止する社会環境として機能していた。都市化や核家族化により希薄化した地域の連帯や家族の絆を取り戻し、こうした抑止力を再生することが必要である。(犯罪対策閣僚会議 2003: 2)

ここで挙げられているのは“古き良き日本のコミュニティ”である。「かつて」がいつの時代を指しているのかは不明である。例えば、1950～60年代は現在よりも殺人や暴行などの認知件数が多く、少年犯罪も多かった。しかし、この行動計画では“古き良き日本のコミュニティ”を取り戻すことによって犯罪の抑止力を“再生”することができる」と述べられている。伝統や文化、道徳、家族の規範が犯罪抑止に役立つと信じられているのである⁶。

3. 治安対策と象徴的支配

治安対策において引用されたイメージは、“古き良き日本のコミュニティ”を取り戻すことであった。このイメージは治安対策を正当化するための象徴として用いられている。本節では、ピエール・ブルデューの国家論を参照しながら、治安対策を正当化する象徴の意味について検討する。

ブルデューによれば、国家とは「一定の領域とそこに住む住民の全体に対して物理的および象徴的な暴力の正当なる行使の独占を実効性をもって要求するX（未知数）である」（Bourdieu 1994=2007: 133）である。そして、国家とは「物理的暴力あるいは強制装置（軍隊、警察）の資本、経済資本、……情報の資本、そして象徴資本といった異なった種類の資本が集中する過程の到達点」（Bourdieu 1994=2007: 133）だとする。これはマックス・ウェーバーによる国家の定義、「レジティマシーを有する物理的暴力の行使の独占」（Weber 1919=2018: 93）を発展させたものである、ブルデューは国家に対する資本の集中と捉えた。

また、ブルデューは近代国家の形成の中で、「さまざまな種類の資本、（租税にもとづく）経済資本、軍事資本、文化資本、司法資本、もっと一般的に象徴資本の集中は、それに対応するさまざまな界の成立と軌を一にして進んで」（Bourdieu and Wacquant 1992=2007: 151）いくとする。このうち象徴資本とは、「統治者の『私的』な意図や欲望を超えた『公共的なもの』を表現するシンボルや理念」（佐藤 2014: 95）を指す。国家の統治にとって必要なのは象徴資本の集中である。

象徴資本について、ブルデューは「合法的だと承認＝感謝され、つまり資本としては誤認された、この否認された資本」（Bourdieu 1980=1988: 195）と説明

する。これは象徴資本もまた経済資本と同様の本質を持ちながら、それが単なる資本ではなく、それが資本としての性格を誤認され、隠蔽されているからだという（小原 2001）。つまり、国家の統治において、統治者の指摘な意図や欲望を超えた象徴が用いられることによって、各種の資本に正当性が与えられるのである。

ブルデューはこうした権力のあり方を象徴的暴力と呼ぶ。ブルデューによれば、「およそ象徴的暴力を行使する力、すなわちさまざまな意味を押しつけ、しかも自らの力の根底にある力関係をおおい隠すことで、それらの意味を正統であるとして押しつけるにいたる力は、そうした力関係のうえに、それ固有の力、すなわち固有に象徴的な力を付けくわえる」（Bourdieu and Passeron 1970=1991: 16）とする。長谷川秀樹は象徴的暴力には2つの作用があるとする。ひとつは「意味を形成することを正統であるとする作用で、支配側が教えこもうとする内容を『客観的な真理』としてとらえさせる力である」（長谷川 1998: 29）。治安対策においては刑法犯の認知件数の増加を根拠に治安が悪化しているからそれに対して何らかの対策を打たなければならないということを国民に客観的な真理に捉えさせる。

もうひとつは「支配-被支配という関係それ自体を隠蔽することで、『教えこむ』という行為そのものを正統なもの、すなわち教える行為を『暴力』とは思わせない力である」（長谷川 1998: 29）。これは象徴的支配と言い換えることができる。山本宏樹はブルデューの議論をもとに、「今日の象徴的支配は理性や公共性といった普遍的価値を僭称すること、あるいはそれを独占することによって、人々に支配が正当なものだという誤認を迫る」（山本 2012: 183）ものだとしている。治安対策においては、国民を犯罪防止の主体として、防犯ボランティア団体への参加や犯罪が起きにくいまちづくりへの賛同を通して、警察という暴力装置の広がり意識させないことが挙げられる。このように象徴的支配によって正当化がもたらされるのである。

4. 第2期石原都政の治安対策と竹花副知事の言説

石原は2003年の東京都知事選挙において、治安対策を公約に掲げて多くの支持を得た。ブルデューの表現を借りれば、都知事選挙による圧倒的な得票数と得票数はそれだけ自分の政策を実現するための資本を蓄積したといえるだろう。これにより警察官僚の副知事選任、緊急治安対策本部という部局の創設、安全・安心まちづくり条例の施行などの治安対策が押し進められた。第2期石原都政における治安対策に関する主な出来事を表1に示す。

表1：第2期石原都政の治安対策の年表（2003年4月～2004年12月）

2003年4月	都知事選で石原が再選。第2期石原都政スタート 再選を受けて警視庁が都職員の受け入れを検討
6月	副知事に前広島県警本部長の竹花豊を選任 都議会第2回定例会で安全・安心まちづくり条例案を提出
7月	安全・安心まちづくり条例が都議会で可決
8月	知事本局に竹花を長とする緊急治安対策本部を設置。竹花の提案で有識者会議「子どもを犯罪に巻き込まないための方策を提言する会」を設置
10月	東京都安全・安心まちづくり条例施行
11月	都が2004年度の重点事業として緊急治安対策に30億円の予算を計上
12月	都議会第4回定例会の施政方針演説で石原が治安の回復の必要性について強調
2004年1月	都職員を警視庁に100人、東京入管に15人派遣決定。いずれも2年間の予定 ⁷ 。事務を担当。2004年度予算案で、治安対策予算を約87億円計上。対策を本格化させる ⁸
11月	都が2005年度の重点事業として緊急治安対策に5億円の予算を計上
12月	都議会第4回定例会の施政方針演説で石原が刑法犯の認知件数が減少したことを理由として治安が回復したと主張
2005年8月	竹花が副知事を退任

筆者作成

(1) 第2期石原都政の3つの治安対策

2003年6月、東京都副知事の一人として警察官僚で前広島県警本部長の竹花豊が副知事に選任された。これには石原都知事の強い意向があった（竹花2004a）。竹花はかつて警視庁生活安全部長であったことから警視庁の組織について明るく、都庁と警視庁とのパイプ役が期待されていた⁹。石原は都議会で、竹花に「警視庁や警察庁、国、首都圏自治体とのコーディネーター役となると

もに、都民、事業者、NPO などと一体となって、犯罪のないまちづくりを進める牽引役として、活躍を期待」¹⁰すると発言した。

そもそも副知事とは、都知事のブレーンであるとともに、官房長官のような役割を担うポストである（佐々木 2009）。副知事は通常3名が任命され、それぞれが分担して都政全体の職務にあたることになっている。そのなかで竹花は2年間限定かつ治安対策専門の副知事という例外的なものであった¹¹。竹花の副知事選任にあたって、都議会第1党の自民党と第2党の公明党は強く賛成した。また、第3党で野党第1党であった民主党の幹事長も「安全安心なまちづくりが最大の課題という問題意識にも異論はないし、施策を進めることも基本的には理解している」¹²と述べ、直接的な賛意は避けながらもこの人事に納得を示した。

同年7月には、東京都安全・安心まちづくり条例（現・東京都安全安心まちづくり条例）が都議会において可決された。条文には、都が積極的に治安対策を行うこと、都・事業者・都民が互いに連携して治安対策を行うことが定められている。同条例第4条には、「都民は、安全・安心まちづくりについて理解を深め、自ら安全の確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりを推進するよう努めるものとする」と定められた。これまで治安対策の主体は警察であったが、同条例は都民一人一人が自覚を持って治安対策を行うことを求めている。具体的な方策としては割れ窓理論のように犯罪の起きにくいまちづくりや都民による防犯ボランティアの奨励が挙げられている。櫻井敬子¹³はこの条例によって都知事主導で警察と連携する治安対策が進んでいると評価している。

さらに、同年8月には、竹花を本部長とする緊急治安対策本部が知事本部¹⁴に「犯罪の凶悪化や外国人組織犯罪の増加に伴う都民の体感治安の低下を回復する」（東京都知事本局企画調整部総務課編 2003: 38）ことを目的として設置された。ここで知事本部についても説明しておく。知事本部は都庁の中で知事の意向を汲み、トップダウンで政策を展開するための性質を持つとされている（佐々木 2003）。緊急治安対策本部を知事本部に設置したのは、それまで複数の部局で行われていた治安対策をまとめることで効率性を高めようとしたと考えられる^{15 16}。同本部には当初、16名の専門スタッフが配置されたが、この中

には都庁職員だけでなく、警察庁や警視庁のスタッフも含まれていた^{17,18}。

(2) 緊急治安対策本部の治安対策と竹花副知事の治安の現状認識

竹花は緊急治安対策本部の設置にあたって決意表明を発表した。この文書で竹花は東京の治安に関する現状認識と具体的な施策を進めるにあたっての留意点を言及している。竹花は治安に関する現状認識を次のように論じる。

相次いで発生する凶悪事件や身近で生じる窃盗事件などの頻発に、多くの都民は、「一体いつの間にこんな国になってしまったのか」と暗澹たる気持ちに襲われています。確かに、警視庁の留置場の収容者は定員を遙かに超え、最近では、そのうち外国人が約4割を占めるなど、かつてない異常な事態となっています。

このような治安悪化の主な要因は、外国人による犯罪の増加、少年事件の多発、地域社会における犯罪抑止機能の低下等にありますが、警察をはじめ多くの関係者の努力にもかかわらず、現状では犯罪情勢の悪化を食い止めるには至っていません。

このため、都民・国民は、国、地方の関係行政機関に、安心して暮らせる社会の再生を強く求めており、また、自らその取組みに立ち上がりつつあります。

そのような中で、都は、先の都議会で「東京都安全・安心まちづくり条例」を制定するとともに、本日、全国の都道府県で初めて、副知事を長とする治安対策の中核となる当本部を設立したものであります。(竹花 2004a: 55-6)

竹花は“かつての安全な国＝日本”が外国人の流入や地域社会における関係の希薄化によって治安が悪化したとする。また、「安心して暮らせる社会の再生」の再生という表現にあるように“かつてあったものが失われた”すなわち、“かつてあったものを取り戻す”必要性を主張するのである。

この緊急治安対策本部設置当初の事業概要には、「具体的な施策及びその執

行主体等については、今後の検討に負うところが多いが、『治安の維持こそ最大の都民福祉』との認識に立ち、治安対策を進める」（東京都知事本局企画調整部総務課編 2003: 38）と示されている。表2に、当面重点的に進める対策と治安対策推進の留意点をまとめた。ここから外国人組織犯罪への対応、子どもの健全育成の取り組み強化、犯罪に強いまちづくりの推進の3点から竹花の言説をみていくことにしよう。

表2：緊急治安対策本部の治安対策と推進上の留意点（2003年）

(1) 当面重点的に進める対策 東京の治安回復を緊急に進める上で、当面、以下の施策に重点的に取り組む。	
ア 外国人組織犯罪への対応	近隣県市や国の関係機関と協力しながら東京湾における密入国、密輸等の水際対策強化を図るとともに、新宿歌舞伎町等の盛り場において外国人組織犯罪の暗躍を許さないよう、防犯カメラの拡充などにより監視体制の強化を図る。また、外国人刑法犯被疑者の4割を就学、留学資格での入国者が占めている状況に鑑み、教育機関に対する指導監督を強化するとともに、不法滞在者の滞在を容易にしている宿泊施設等への指導監督を強化するなど、都として実施できる施策を強力に推進する。
イ 子どもの健全育成の取組強化	少年非行に対しては、軽微な犯罪についてもしっかりと叱り、他方で、非行を犯した少年の事情を理解して立ち直りの激励、支援をするよう、学校、PTA、警察、地域などが連携した取組を進める。また、有害情報の氾濫や深夜徘徊等を助長、容認する社会環境の改善を図るとともに、渋谷地区など、多くの子どもたちが集まる地域についても安全確保に努める。これらを含め、子どもに対する大人社会の責任を果たすため、社会の総意を得られる具体的な取組を進める。
ウ 犯罪に強いまちづくりの推進	「東京都安全・安心まちづくり条例」の具体化を進め、犯罪に強いコミュニティの実現、防犯力の強い駐車場や公園の整備、暗がりのないまちづくり、防犯カメラの普及等を推進する。
(2) 治安対策推進上の留意点 東京都の治安対策を進めるにあたっては、以下の点に留意する。	
ア 都民総力の結集	多くの都民が治安に不安感を抱く現状を打開するため、警察のみに任せることなく、都民の総力を結集してこれに対処するよう努める。このため、都が先頭に立って、都行政の各分野で治安向上に貢献するとともに、区市町村や地域住民、ボランティアなどと幅広い共同戦線を築いて行く。また、警視庁と協力して、犯罪情報を都民と共有する方策を確立する。
イ 警察力等の強化への貢献	国に対し、警視庁や入国管理局の取締り体制等の強化を要請するとともに、これら諸機関との連携を強め、これら諸機関の活動強化策の検討を進める。
ウ 規範意識の向上	多くの人が疑問を持ちながら、半ば放置されてきたことにより、治安の悪化に直接、間接の影響を与えている社会的な問題、例えば路上、公共交通等の公共空間での傍若無人な振る舞いや、町中に氾濫する捨て看板等の問題の解決に積極的に取り組む。

（東京都知事本局企画調整部総務課編 2003: 38）より作成¹⁹

(3) 外国人組織犯罪への対応

1 つ目の対策である外国人組織犯罪への対応であるが、外国人犯罪の増加については石原が第1期のころから繰り返し言及してきたものである。しかし、統計上は外国人の犯罪だけが急激に増加したとは言えない(中島 2000; 中野 2019)。ここでは「不法滞在者」=非正規滞在者について言及されているが、多くの非正規滞在者が日本にとどまっているのは、日本社会が彼/彼女らを人手不足の中で労働者として雇用してきたからである(高谷 2017)。石原が外国人組織犯罪への対応を進めていくなかで彼/彼女らを外国人労働者から不法滞在者へと変換することで逸脱的な存在とみなすようになっていった。治安対策においてはそうした日本社会における労働市場の構造的な問題に触れることはなく、不法滞在者=犯罪者とみなし、彼/彼女らを取り締まりの対象としていくのである。それでは、竹花は外国人犯罪についてはどのように述べているのか。代表的なものを2つ挙げる。

近年の、東京都の治安悪化の大きな理由のひとつは外的要因です。来日したり、定住する外国人の割合が増えれば、当然犯罪も増えるわけですが、私が問題だと考えているのは外国人の組織犯罪、ことに中国人による組織犯罪の急増です。……日本の泥棒が、ひとりでひそかに現金を狙うのに対して、中国人は、4、5人がグループとなり、ビジネスとして、パソコン・貴金属、化粧品まで徹底的に盗む。(『アエラ』2004年3月22日号)

1997年頃から治安対策の強化を求める声が多くなってきました。その理由として、福岡一家殺人やピッキングなど、外国人による新しい形の犯罪、凶悪な組織的犯罪が増えてきたという外的要因が挙げられます²⁰。(『経済trend』2005年3月号)

竹花は治安悪化のひとつの原因を「外的要因」に求める。外国人、とりわけ中国人が犯罪の担い手になっていると主張し、日本人とは異なる「集团的」で「凶悪」な犯罪であるというイメージをたびたび用いている。これは“かつて

の安全な国＝日本”が外国人の流入によって失われたという構図で説明される。竹花は外国人の入国審査の厳格化という主張を展開する²¹。

ただし、竹花は石原のように外国人に対して一方的で差別的な言説を展開しているわけではないことに注意したい。竹花が強調するのは「一番の被害者はまじめな中国人」²²だというのである。

在日中国人の方々との対話についてでございますけれども、在日中国人の方々からは、我が国における中国人組織犯罪の増加に大きな危機感を持っておりまして、東京都や入国管理局と、犯罪対策や不法滞在者対策と一緒に取り組みたいという意向が示されました。その真剣さに強い印象を受けるとともに、これらの対策を進めている都にとっても、極めて心強いというふうに感じた次第でございます。（東京都議会会議録「平成 16 年第 1 回定例会（第 2 号）」2004 年 3 月 2 日）

竹花は「まじめな中国人」「現在の状況を改善したいと考えている心ある中国人」が多数いることを主張する。つまり、良い外国人とそうでない外国人を線引きする。竹花は“まじめか、そうでないか”という表現で線引きをしているが、実際は“犯罪を行っているか、行っていないか”であり、このなかには“正規滞在か、非正規滞在か”ということも含まれている。つまり、非正規滞在ではあるが、まじめな外国人の存在については考えられていない（塩原 2012）。竹花は治安悪化の原因を外国人犯罪の増加という“外的要因”に求め、“かつてあったコミュニティを取り戻す”ためには、「まじめな」外国人だけを受け入れるべきだと考えていることがわかる。

（4）子どもの健全育成の取り組み強化

2 つ目の対策である子どもの健全育成の取組強化であるが、竹花は広島県警本部長時代に暴力団対策や暴走族対策に取り組んだことで知られており、暴走行為を減らしたという実績がある（竹花 2005）²³。竹花の非行少年・少女対策は、大人が子どもを本気で叱ることで正しい道に導くというパターナルな考え

のもとにある。パターンリズムとは「干渉する人が干渉される人のためを思っ
て行う、親切心や善意から発せられる行為」(木矢 2012: 8) と一応規定されて
いる。干渉する大人が干渉される子どものためを思って“叱る”ということが
必要とされるのである。ここに右派的なコミュニタリアニズムや新保守主義と
の親和性がある。竹花はこの点についてどのように述べているのか。代表的な
ものをみていこう。

社会全体が、子供たちに「君らのことを真剣に考え始めた」というメッ
セージを伝えることが大事。犯罪であれば、警察が逮捕するなど、徹底し
て指導すると分らせる。もう一つは、子供から話をきちんと聴く。解決
できる事情だったら、協力することが必要だ。

一方で、子供たちが犯罪に巻き込まれないよう教えていく体制を作る。
警察ばかりでなく、裁判所、検察、弁護士などが学校に足を運び、犯罪を
犯したらどう扱われるかを教えることも必要だ。(『毎日新聞』2003年9月
5日東京朝刊)

竹花の「君らのことを真剣に考え始めた」というメッセージは先述した暴走
族対策の経験に裏付けられているものである。子どものことを思って治安対策
を行うことの重要性を主張する。また、竹花は緊急治安対策本部とは別の青少
年育成総合対策推進本部を設置するにあたって次のように述べている。

これまで、緊急治安対策として少年犯罪対策に幅広く取り組んできました
が、その中で、青少年をめぐる危機は、少年犯罪にとどまらず、例えば
不登校、高校中退者の問題、働く意欲も学ぶ意欲も持たないニートと呼ば
れる若者の増加、あるいはネット社会の持つ子どもたちへの悪影響、さら
には青少年の無軌道な性行動の問題など、多様な問題があることを実感し
てまいりました。

また、このような状況が続けば、多くの青少年の幸せな人生を確保でき
ないばかりか、我が国社会の将来にも重大な懸念が生じかねないと思って

おります。(東京都議会会議録「平成16年第3回定例会(第12号)」2004年9月28日)

竹花は青少年の発達段階におけるさまざまな現象、すなわち、学校に行かない、学校を辞める、働かないといったことを逸脱的なものにとらえて対策を講じることを求めている。それによって「青少年の幸せな人生を確保」するべきであるとする。現在の社会の諸制度にうまく適応すること、幸せな人生を送ることこそが普遍的な価値であり、大人が子どもを導く必要があると主張するのである。

(5) 犯罪に強いまちづくり

3つ目の対策である犯罪に強いまちづくりの推進は、環境デザインや監視テクノロジーを用いたハード面での治安対策とボランティアによる防犯活動や地域住民による防犯パトロールなどのソフト面での治安対策を併用することで行われる。その際に、治安対策推進上の1つ目の留意点である都民総力の結集が呼びかけられ、都民一人一人を治安維持の主体として動員していく。それは、3つ目の留意点である規範意識の向上とも関連する。割れ窓理論にもとづいた公共空間において治安を乱すようなふるまいやサインをなくしていくための取り組みである。このように安全や安心、規範意識などの象徴を用いながら、都民を動員していくことが求められている。これに関して竹花はどのように述べているのか。竹花が『警察学論集』に寄せた論文のうち、東京都安全・安心まちづくり条例について触れた部分から見ていくことにしよう。

最近の東京の憂慮すべき犯罪状況を考えると、治安を回復させるためには、警察の力だけに期待することは難しい現状にあることと、一方、都民個々人が自らの安全は自分で守る「自助」の精神、地域社会が力を合わせて取り組む「共助」の精神が、犯罪をなくすために重要であり、また、犯罪者が犯罪を行いづらくする住宅や道路・公園などの整備の面では、一般行政の力が必要であることがある。即ち、警察はもとより、都民、地域社

会、行政が一体となって治安回復を図ることが何より求められており、安全・安心まちづくりとは、それぞれの役割分担に基づくこのような取組みのことである。(竹花 2004a: 82-3)

竹花はハード面の治安対策は行政の領分だとしつつも、ソフト面の治安対策において必要なのは、都民の「自助」と「共助」の精神だとする。そこで竹花が期待するのは防犯ボランティアである。2004年5月には、「安全・安心アカデミー」という制度を創設し、3ヶ月かけて地域の防犯活動のリーダーを育成したり、地域の中で犯罪が起こりやすい場所を表示した地図をつくることで防犯意識を高めようとする地域安全マップづくりの指導員の養成講座などが実施されていた(岩成 2005)。都内の防犯ボランティアの団体数は2003年には153団体であったものが、2004年に1,407団体、2005年に2,290団体、2006年には3,214団体と急速に増加している(東京都青少年・治安対策本部編 2018)²⁴。実際に、多くの都民が“自分の地域は自分たちで守る”という自助と共助の精神で、自発的に防犯ボランティア団体を立ち上げ、治安対策に動員されていったと考えることができる。

5. 結論

本研究では第2期石原都政における治安対策における象徴的支配のあり方を警察官僚の副知事選任、安全・安心まちづくり条例、緊急治安対策本部の設置の3点と、緊急治安対策本部の当面重点的に進める対策として、外国人組織犯罪への対応、子どもの健全育成の取り組み、犯罪に強いまちづくりの3点からみてきた。

竹花が副知事の立場にあった2003年から2005年は刑法犯の認知件数の増加、外国人組織犯罪の増加、体感治安の悪化という風潮のなかで、さまざまな治安対策が行われてきた。多くの都民が石原を支持し、都議会議員の多数もまたこれらの治安対策を適切なものとみなしてきた。そこで強調されたのは、“かつての安全な日本”というイメージが崩れ、“古き良きコミュニティを取り戻す”ことで治安を回復することである。それに加えて、良き外国人とそうでない外

国人、幸せな人生を送ることができる青少年とそうでない青少年の線引きが行われ、われわれの側にいないものを取り締まる、あるいは正しい方向に導くことの正当性が主張された。また、安全・安心まちづくり条例や防犯のための諸制度の中で、都民一人一人が治安維持の主体として動員されていくことが求められていた。

竹花は副知事を退任する際の会見で「犯罪抑止への大きな共同戦線を作り上げることが出来た」²⁵「刑法犯の認知件数が如実に減少するなど、それなりの成果をあげた」²⁶と述べ、自らの成果を誇っている。刑法犯の認知件数は犯罪の暗数が含まれない業務統計であるため、現実の犯罪の数が増えたのか減ったのかは確認できないが、この時期に治安対策を進めるための制度的な基盤は整備されたといえるだろう。

注

- 1 松谷は排外主義的な意識で支持を広げているわけではないとしている（松谷 2009）。
- 2 いわゆる歌舞伎町浄化作戦。本研究では詳述しないが批判的な立場からは芹沢一也が、肯定的な立場からは仁階堂拓哉が論じている（芹沢 2010; 仁階堂 2009）。
- 3 『読売新聞』2003年5月23日東京夕刊。
- 4 2年間の副知事の任期の後、警察庁生活安全局長に就任した。
- 5 刑法犯の認知件数の増加には実際の犯罪件数の増加だけでなく、1990年代後半に相次いだ警察改革の結果として、犯罪の被害届を積極的に受理したと指摘されている（河合 2016）。
- 6 この引用部分の後にはニューヨークで実践された割れ窓理論を紹介し、「治安回復のため、小さな違反行為を見逃さずに取り締まり、また地下鉄の落書きを消すなどの活動が徹底された」（犯罪対策閣僚会議 2003: 2）としている。
- 7 『東京新聞』2004年1月10日朝刊。
- 8 『朝日新聞』2004年1月17日東京朝刊。
- 9 『産経新聞』2003年6月6日東京朝刊。
- 10 東京都議会会議録「平成15年第2回定例会（第10号）」。
- 11 副知事は都知事の4年の任期のあいだ勤めることが通例であるが、竹花の場合、警察庁の意向もあり就任前から2年間という予定であった。
- 12 『都政新報』2003年6月20日。都議会では第4党であった日本共産党の木村陽治幹事長は知事の副知事の選任権は尊重するとしながら、現職の警察官僚を選任することで、都における治安対策の責任を明確にする必要があると批判した。
- 13 櫻井は現在、国家公安委員会の委員の立場にある。
- 14 知事本部はそれまでの政策報道室を母体として2001年に設置されたもので、重要施策の総合調整および新規施策の立案機能、行政評価、自治制度改革、都市外交に関する事務を所管し、知事のトップ・マネジメントを補佐する機能を担っている（東京都生活文化局広報広聴部広報課編 2002; 土岐 2003）。

- 15 『読売新聞』2003年7月30日東京朝刊。
- 16 『都政新報』2003年7月18日号。竹花は同年7月14日の東京都の各局政策・総務担当部長会に出席し、「『治安対策は各局にまたがる業務。どの部門も何らかの形で関係を持っている。各局がそれぞれ重点的・効果的に推し進めてもらえれば、治安対策を進める上で大きな力になる』と述べ、各局に対して治安対策の検討を行うよう指示した」（1面）。
- 17 『読売新聞』2003年8月1日東京夕刊。
- 18 『都政新報』2014年8月29日号。緊急治安対策本部は2005年に青少年・治安対策本部に改組されるが、本部長はすべて警察庁からの出向で、都道府県警本部長の経験者である。警察庁や警視庁、東京入国管理局、教育庁、金融機関などからの派遣職員が出向者として在籍している。
- 19 内容は事業概要の原文の通りであるが、筆者が表にまとめた。
- 20 日本経団連副会長・広報委員長の米倉弘昌との対談における竹花の発言。
- 21 東京都議会会議録「平成15年第3回定例会（第13号）」2003年9月25日。
- 22 『アエラ』2004年3月22日。
- 23 竹花は県警本部長時代、暴走族に対して「今暴走族に入っている君たちへ」というメッセージを送った。メッセージは「今すぐに族を出よう。我々が力になろう。我々は君らと争いたくないし、何より君らに幸せな一生を送ってもらいたいと思っているのだから」（竹花2005: 15）という言葉で締められている。
- 24 ただし、2009年に3,871団体と増加した後は、2018年の3,792団体に至るまで団体数は横ばいで推移している。
- 25 『読売新聞』2005年7月30日東京朝刊。
- 26 『毎日新聞』2005年7月30日東京朝刊。

参考文献

- Bourdieu Pierre, 1980, *Le Sens Pratique*, Paris: Editions de Minuit. (今村仁司・港道隆訳, 1988, 『実践感覚1』みすず書房.)
- , 1994, *Raisons Pratiques: sur la Théorie de L'action*, Paris: Éditions du Seuil. (加藤晴久・石井洋二郎・三浦信孝・安田尚訳, 2007, 『実践理性——行動の理論について』藤原書店.)
- Bourdieu Pierre and Jean-Claude Passeron, 1970, *La Reproduction: Éléments Pour une Théorie du Système D'enseignement*, Paris: Éditions de Minuit. (宮島喬訳, 1991, 『再生産』藤原書店.)
- Bourdieu, Pierre and Loïc J. D. Wacquant, 1992, *Réponses: Pour une Anthropologie Réflexive*, Paris: Édition du Seuil. (水島和則訳, 2007, 『リフレクシヴ・ソシオロジーへの招待——ブルデュー、社会学を語る』藤原書店.)
- 浜井浩一, 2004, 「日本の治安悪化神話はいかに作られたか——治安悪化の実態と背景要因（モラル・パニックを超えて）」『犯罪社会学研究』29: 10-26.
- 長谷川秀樹, 1998, 「ビュール・ブルデューの国家論」『日仏社会学会年報』8: 21-43.
- 犯罪対策閣僚会議, 2003, 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」.
- 岩永雅也, 2011, 「平成という時代」坂井素思・岩永雅也編『格差社会と新自由主義』放送大学教育振興会, 9-23.
- 岩成政和, 2005, 「地方自治体における『安全・安心まちづくり』の概観」『都市計画』54(4): 28-32.

- 河合幹雄, 2016, 「犯罪現象・犯罪統計」守山正・小林寿一編『ビギナーズ犯罪学』成文堂, 323-39.
- 警察庁, 2003, 「緊急治安対策プログラム」(2014年9月11日取得,
<https://www.npa.go.jp/seisaku/soumu2/program.htm>)
- 菊池理夫, 2004, 『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』風行社.
- 木矢幸孝, 2012, 「バタナリズムと批判をめぐるアポリア——内/外の思考の可能性と限界」
 宮台真司監修・現代位相研究所編『統治・自律・民主主義——バタナリズムの政治社会学』NTT出版, 5-36.
- 松谷満, 2009, 「ポピュリズムとしての石原都政——なぜ都民は支持したのか」東京自治研究センター編『石原都政10年の検証』生活社, 21-8.
- 中島真一郎, 2000, 「検証 石原発言 警察庁の来日外国人犯罪分析批判——人種・民族差別や偏見からの脱却を」内海愛子・岡本雅享・木元茂夫・佐藤信行・中島真一郎『「三国人」発言と在日外国人——石原都知事発言が意味するもの』明石書店, 94-120.
- 中野佑一, 2019, 「第1期石原都政における治安対策のレトリック」『駒澤社会学研究』53: 65-84.
- 仁階堂拓哉, 2009, 「歌舞伎町タウン・マネジメントにおける歌舞伎町ルネッサンス事業の現況——だれしもが楽しめるエンターテイメントの街を目指して」牧瀬稔・鈴木潔編『安全・安心を創出するための15の視点』東京法令出版, 64-79.
- 小原一馬, 2001, 「気高さの社会学——シグナル理論から見たブルデューとヴェブレン」『社会学評論』52(2): 196-213.
- 岡本裕一朗, 2005, 『ポストモダン論の思想的根拠——9.11と管理社会』ナカニシヤ出版.
- 重田園江, 2018, 『隔たりと政治——統治と連帯の思想』青土社.
- 大森彌, 2016, 『自治体の長とそれを支える人びと——希望の自治体行政学』第一法規.
- 大嶽秀夫, 2003, 『日本型ポピュリズム——政治への期待と幻滅』中央公論新社.
- 櫻井敬子, 2010, 『行政法講座』第一法規.
- 佐々木信夫, 2003, 『東京都政』岩波書店.
 ——, 2009, 『現代地方自治』学陽書房.
- 佐藤成基, 2014, 『国家の社会学』青弓社.
- 芹沢一也, 2010, 「拡大する治安権力とセキュリティ社会」『都市問題』101(1): 59-67.
- 塩原良和, 2012, 『共に生きる——多民族・多文化社会における対話』弘文堂.
- 竹花豊, 2004a, 「東京都における緊急治安対策について」『警察学論集』57(1): 53-92.
 ——, 2004b, 「東京の治安再生を目指して——東京都における治安回復施策について」『警察学論集』57(11): 73-79.
 ——, 2005, 『子どもたちを救おう』幻冬舎.
- 土岐寛, 2003, 『東京問題の政治学 第2版』日本評論社.
- 東京都知事本部企画調整部編, 2001, 『ジュリアーニ市政下のニューヨーク』東京都生活文化局広報広聴部情報公開課.
- 東京都知事本局総務部総務課編, 2003, 『事業概要 平成15年版』.
- 東京都生活文化局広報広聴部広報課編, 2002, 『都政2002』.
- 東京都青少年・治安対策本部編, 2018, 『事業概要 平成30年版』.
- Weber, Max, 1919, *Wissenschaft als Beruf; Politik als Beruf*, (野口雅弘訳, 2018, 『仕事としての学問 仕事としての政治』講談社.)

Willson, James Q., 1996, Foreword, George L. Kelling, Catherine M. Coles, *Fixing Broken Windows: Restoring Order and Reducing Crime in our Communities*, New York: Martin Kessler Books.

(小宮信夫監訳, 2004, 「序文」『割れ窓理論による犯罪防止——コミュニティの安全をどう確保するか』文化書房博文社, xv-xix.)

山本奈生, 2015, 『犯罪統制と空間の社会学——ゼロ年代日本における犯罪・都市政策』ミネルヴァ書房.

山本宏樹, 2012, 『『向かい火』としてのパターナリズム——ピエール・ブルデューと民主主義』宮台真司監修・現代位相研究所編『統治・自律・民主主義——パターナリズムの政治社会学』NTT出版, 171-212.

吉原直樹, 2011, 『コミュニティ・スタディーズ——災害と復興、無縁化、ポスト成長の中で、新たな共生社会を展望する』作品社.